

医療法人社団重仁 まるがめ医療センター [指定訪問リハビリテーション事業所]運営規程
(事業の目的)

第1条 医療法人社団重仁 まるがめ医療センターが開設する指定訪問リハビリテーション事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士が、要支援状態又は要状態介護状態にあり、医師が指定訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適切な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団重仁 まるがめ医療センター
- 二 所在地 丸亀市津森町 219 番地

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 医師 1名 (常勤職員・兼任)

管理者は、事業所の従業員の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 理学療法士 2名 (常勤職員・兼任)

理学療法士は、訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる。

- 三 作業療法士 該当なし) (常勤職員・兼任)

作業療法士は、訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる。

- 四 言語聴覚士 該当なし) (常勤職員・兼任)

言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 ①月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日 ②土曜日
- 二 営業時間 ①午前8時30分から午後5時30分
②午前8時30分から午後12時30分までとする。

(利用料等)

第6条 指定訪問リハビリテーション事業所を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション事業所が法定代理受領サービスであるときは、その(1割)《2割》[3割]の額とする。

2 交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 一 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね20キロメートル未満 100円
- 二 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね20キロメートル以上 200円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、丸亀市、善通寺市、多度津町の地域とする。ただし、島しょ部は除く。

(苦情処理)

第8条 管理者は、提供した指定訪問リハビリテーション事業所に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、速やかに利用者に必要な措置を行うとともに、保険者、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行う。

- 2 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行う。
 - 四 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(身体拘束に関する事項)

第11条 従業者は、利用者に対して、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、各療法士の質的向上を図るため研修の機会を確保するとともに、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団重仁 まるがめ医療センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

令和4年4月1日改定

令和6年6月1日改定